

MZプラットフォーム研究会 趣旨説明

(独)産業技術総合研究所
ものづくり先端技術研究センター
<http://unit.aist.go.jp/digital-mfg/>

MZプラットフォーム研究会 運営委員会
http://unit.aist.go.jp/digital-mfg/mzpf/mz_top.html

松木則夫

目次

- 産総研コンソーシアムとは
- MZプラットフォームとは
- MZプラットフォーム研究会
- MZプラットフォームを利用したビジネス

産総研コンソーシアムとは

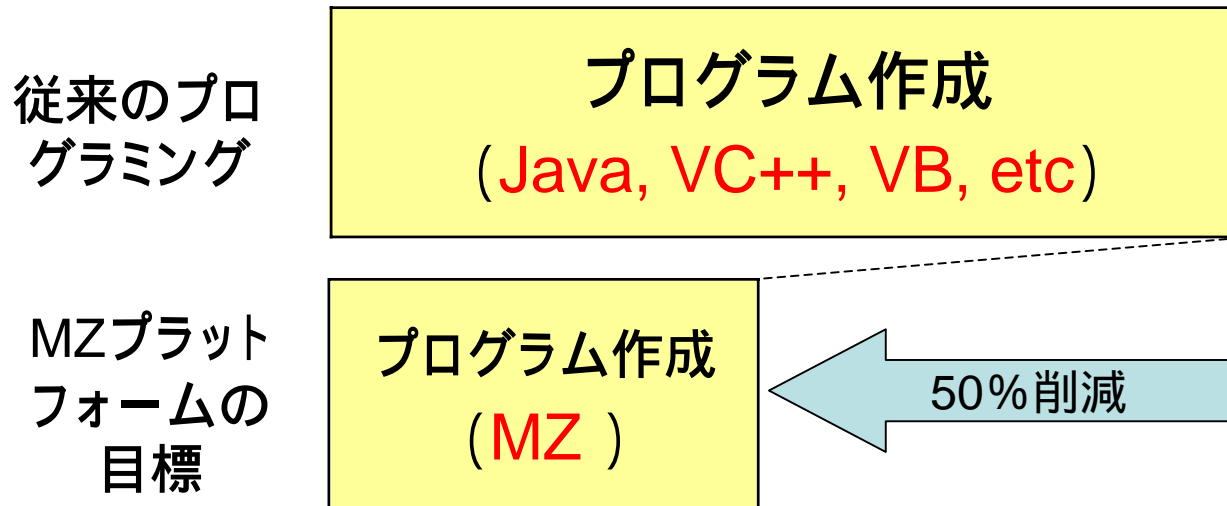
- 産総研が会費(負担金)を徴収しながら運営する、
 - 産学官連携の支援、
 - 成果の利用の促進、
 - 情報の収集及び提供等のための研究会等をコンソーシアムと呼ぶ
(産総研の産学官連携部門が担当)
- ものづくり先端技術研究センターなどの、研究ユニットとは独立した運営。
このため、時限組織である研究センター終了後にも継続できる
- 現在13のコンソーシアムが運営中
(4つのコンソーシアムが廃止)
- 産総研は、特定公益法人のため、税制上の優遇措置がある
 - 寄付者が法人の場合は、「損金」に算入できる
 - 寄付者が個人の場合は、「寄付金控除」の取扱いができる

産総研のコンソーシアム

- サイバーアシストコンソーシアム
- 新飛行船システム研究会
- AIST関西センター懇話会
- グリッド協議会
- システム設計検証技術研究会
- バイオメディカルコンソーシアム
- 光技術コンソーシアム
- 陽電子ビーム利用材料評価コンソーシアム
- デジタルヒューマン技術協議会
- 活性化石炭応用技術研究会
- 陶&くらしのデザインコンソーシアム
- MZプラットフォーム研究会
- 車車間通信技術応用コンソーシアム

MZプラットフォームとは

- 中小企業庁・NEDO委託事業、「ものづくり・IT融合技術に関する研究開発」の成果
- 我が国の中小製造業の「ものづくり力向上」を目的として研究開発されたソフトウェア開発ツール



- 外国為替及び外国貿易法(外為法)の規制対象ソフトウェア (ビット長1024の公開キーによる暗号化を使用しているため)

MZプラットフォーム研究会

- MZプラットフォーム研究会(以下、研究会)は、平成16年11月2日付けで設立された産総研コンソーシアム
- 研究会の設置趣旨は、
MZプラットフォーム(以下、「本ソフトウェア」)に関するシンポジウムの開催等を行なうことにより、本ソフトウェアの普及及び利用促進を行なうこと
- MZプラットフォーム研究会の会員数(6月27日現在)
139 (個人会員 30 法人会員 109)
- MZプラットフォーム研究会の会長:森和男、委員:松木、澤田
(運営委員会)

MZプラットフォーム研究会の細則抜粋

- 日本国内の居住者(国内登記の法人あるいは6ヶ月以上の滞在者)は、年会費1000円で会員になることができる。会員の有効期間は、入会した日から当該年度の3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1ヶ月までに会員からの申し出がない限り自動的に継続するものとする。

[会員の権利]

- 会員は、無料でMZプラットフォームを利用することができる

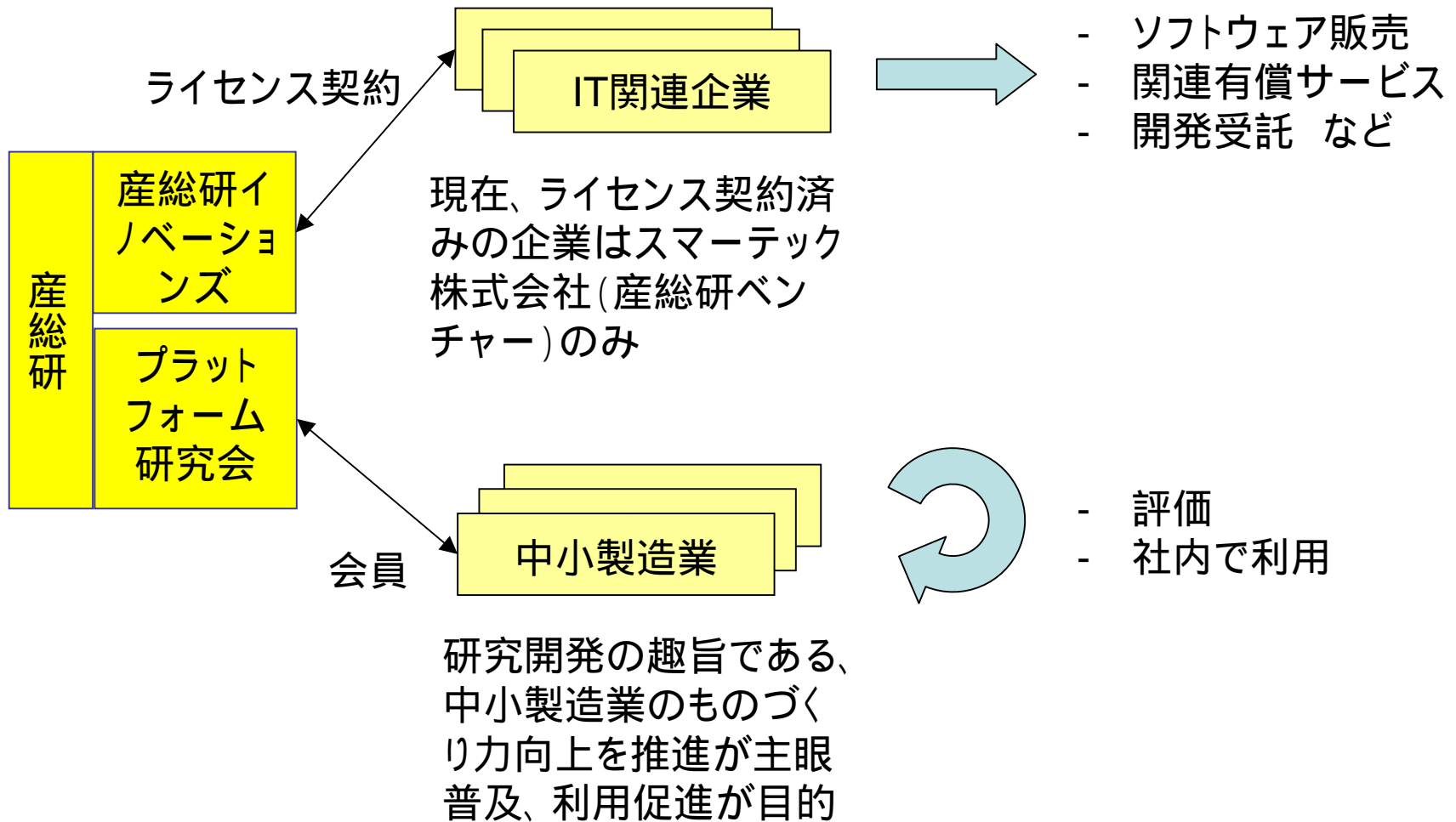
[会員の義務]

- 本ソフトウェアの普及に努める
- 本ソフトウェアに係るアンケート調査等の調査活動に協力する
- 本ソフトウェアを利用する事業所名、住所、設置数、管理責任者を報告する
- 第三者に対し本ソフトウェアの利用を認めてはならない
- 本ソフトウェアの逆アセンブル、改変、複製等の行為をしてはならない

MZプラットフォームを利用したビジネス

- 所謂バйдール法によりMZプラットフォームは産総研の知財
- MZプラットフォームを前提としたソフトウェア開発、技術指導等のサービスすべてが知財権の対象
- 産総研の知財を利用する場合には、産総研の技術移転機関(TLO)である、産総研イノベーションズ(<http://unit.aist.go.jp/intelprop/tlo/index.htm>)との契約が必要。
- 実際には、「有償」のものが契約対象になっている
- TLOとの契約は個別で内容は明らかにされない

MZプラットフォームの利用形態



16 細則第17号
平成16年11月2日

コンピュータ設置規則(13規則第13号)に基づいて設置するMZ(エムズイー)プラットフォーム研究会の運営等に必要事項について、次のように定める。

(設置)
第1条 独立行政法人産業技術総合研究所(以下「研究所」という。)ものづくり先端技術研究センターに、MZプラットフォーム研究会(以下「本会」という。)を設置する。
(目的)

第2条 本会は、研究所が平成13年11月28日付け契約締結した独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の委託事業「事業内容:ものづくり・IT融合技術に関する研究開発」の研究項目に規定された「設計・製造・アブリケーションのためのプラットフォームの研究開発」に基づく当該委託研究成果のうち、特に、コンポーネントの組合せによるソフトウェア開発環境である MZ プラットフォーム(以下「本ソフトウェア」という。)に関するソフトウェアの開発等を行なうことにより、本ソフトウェアの普及及び利用促進を行なうことを目的とする。

(事業)
第3条 本会は、次の各号に掲げる事業を推進する。

一 第4条に定める会員(以下「会員」という。)に対する本ソフトウェアに係るアンケート調査及び利用実態調査
二 本ソフトウェアに係る講習会、シンポジウムの開催等による本ソフトウェアの普及及び利用促進
(会員)

第4条 本会は、次に掲げる会員により構成する。ただし、会員は、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号。以下「外為法」という。)第6条第1項第5号に定める居住者に限る。

一 法人会員 法人又は団体。ただし、法人又は団体が希望するときは、当該法人及び団体の事業所毎に会員登録することができる。

二 個人会員 原則として前号の法人または団体に所属しない者。
(会員の入退等)

第5条 本人に入会を希望する者は、本会のインターネットホームページから所定の手続きに従って申し込みすることを原則とし、第7条に定める会費(以下「会費」という。)の承認を受け、かつ、この細則に従う旨の誓約を行うことにより入会する。

2 会員の有効期間は、会長が承認した日から当該年度の3月31日までがない限り自動的に継続するものとする。

3 会員の退会については、会長にその理由を付し、申し出ることで退会することができる。

4 会員がこの細則に定める事項に違反したものと認められるときは、会長はその旨を当該会員に通知のうえ、本会から当該会員を除名することができる。

5 会員が退会または除名された場合、当該会員は、本会から提供された本ソフトウェア及び関連資料を会長の指示に従い、返却及び破壊する。

6 前項により破壊した場合は、その旨を保證する内容の書面を郵送又は持参により会長に届ける。

(会員の権利と義務)
第6条 会員は、次の各号に掲げる権利を有する。

一 会員は、本ソフトウェアについて第8条に定める本会運営委員会(以下「運営委員会」という。)が別途定める様式に基づく申請により、本ソフトウェアの実行形式(ただし、ソースコードを除く。)及びドキュメント(電子形式による。)の提供を無償で受けることができる。

二 会員は、運営委員会からの報告等及び本会が発信する本ソフトウェアに関する情報を、本会が運営、管理するインターネットホームページから提供を受けることができる。

三 会員は、本ソフトウェアを会員自身が利用するほか、自己に所属する役員又は従業員等(以下「従業員等」という。)に利用させることができる。

2 会員は、次の各号に掲げる義務を負う。

一 会員は、本会が実施する本ソフトウェアに係るアンケート調査、利用実態調査等の調査活動に協力する。

二 会員は、MZプラットフォームに係る講演会、シンポジウム、展示会等を利用して、本ソフトウェアの普及に努める。

三 会員は、本ソフトウェアを利用する事業所名、住所、設置数(本ソフトウェアインストール数)、管理責任者等を、本会が別途定める様式に従い報告する。ただし、空員のうち、法人会員は

これらの報告は事業所毎に行うものとし、管理責任者も事業所毎に任命する。

四 前号の報告内容に変更があった場合には、速やかに本会に書面により連絡する。

五 会員は、第三者に対し本ソフトウェアの利用を認めなければならない。

六 会員は、本ソフトウェアの逆アセンブル、改変、複写等の行為をしてはならない。

七 会員は、本ソフトウェアを外為法第6条第1項第6号に定める非居住者へ提供し又は利用させようとする場合は、外為法及びこれに基づく安全保障輸出関連法令を遵守する。
(本会役員会の構成等)

第7条 本会に、役員として、次の各号に掲げる者を置く。

一 会長 研究所ものづくり先端技術研究センターに所属する職員から、当該研究センター長が指名した者。

二 委員 会長が指名した者 若干名。

3 委員長 本会の会務を総理する。

2 委員は、会長を補佐する。
(運営委員会)

第8条 本会に運営委員会を設置する。

2 運営委員会は、会長及び委員により構成し、本会の円滑な運営に必要な事項を決定する。

3 運営委員会を開催は、会長が必要と認めるときに適宜これを行なうものとする。

4 運営委員会は、決定事項及び報告事項を電子メール又は郵便若しくはそれらに準じる方法を用いて速やかに会員に通知する。

5 運営委員会事務局を研究所ものづくり先端技術研究センター内に置く。
(会計年度)

第9条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日とする。
(運営費)

第10条 本会の運営費として会員の会費を充てる。

2 前項の会費の額は一口1000円とする。

(本ソフトウェアの改良及び保守等)

第11条 会長は、本ソフトウェアに改良、保守等の作業が必要であると認める場合は、当該改良、保守等の必要性について研究所ものづくり先端技術研究センター長に報告する。
(秘密情報及び知的財産権の取り扱い)

第12条 本事業に関連し、会員において開示されるすべての情報は、本ソフトウェアを除き、秘密として取扱う義務を負わないものとし、会員は提供された情報を自己の事業活動に使用し、他者に開示することができない。
(設置期間)

第13条 本会の設置機関は原則として1年とする。ただし、運営委員会において事業継続が議決された場合、1年間延長される。
(解散)

第14条 本会の解散は、運営委員会の議決に基づき、会長がこれを行う。

2 前項の規定に基づき本会の解散が決定された場合、当該解散の通知を、運営委員会から電子メール又は郵便若しくはそれらに準じる方法を用いて速やかに会員に通知する。

3 本会を解散した場合、会員は、前項の通知をもって、第5条第3項の規定に関わらず本会を退会したものとみなす。
(合意管轄)

第15条 本会及び研究所は、会員に対し、本ソフトウェアの提供、開示した情報に瑕疵があった場合において、瑕疵担保責任等につき一切の責任を負わず、また、明示又は黙示の保証を行わない。

2 前条の規定に基づく本会の解散により、会員その他の者に損害が生じた場合において、本会及び研究所は、損害賠償等につき一切責任を負わない。

(合意管轄)

第16条 本会に関する紛争は、東京地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とする。

附 則

この細則は、平成16年11月2日から施行する。